

2024年11月

野田地区理大祭実行委員会委員長 殿

学生支援センター副センター長(野田地区)

2024年度 野田地区理大祭 注意事項

本年度の野田地区理大祭に開催にあたり、貴委員会及び参加する課外活動団体に対して、以下に記載する注意事項を遵守することを求める。

貴委員会は注意事項を守るだけでなく、参加団体に対して周知を徹底し、指導すること。

なお、貴委員会が指導したにもかかわらず、参加団体が注意事項を違反した場合は、野田学生・キャリア支援課に相談した上で、理大祭の参加を取り消すとともに、次年度も理大祭への参加を一切認めないこととする。

※注意事項に記載のない事案は、その都度、野田学生・キャリア支援課に相談して対応すること。

1. 日程について

- ・前夜祭：2024年11月21日（木）18時～20時
- ・準備日：2024年11月22日（金）
- ・祭典日：2024年11月23日（土）、24日（日）10時～18時
- ・整理日：2024年11月25日（月）

2. 準備日について

準備日の作業の開始・終了時間は以下を厳守すること。天候等により変更が生じる場合は、貴委員会が申し出ること。

- ・通用門の開門：7時00分
- ・準備開始：8時00分
- ・構内から撤収：20時00分

3. 祭典日について

祭典日の作業の開始・終了時間は以下の厳守すること。天候等により変更が生じる場合は、貴委員会が申し出ること。

- ・通用門の開門：7時00分
- ・準備開始：7時00分
- ・祭典開始：10時00分
- ・祭典終了：18時00分
- ・参加団体の構内からの撤収：20時00分
- ・貴委員会による教室等の施錠：20時00分
- ・通用門の閉門：21時00分

4. 宿泊について

参加団体の構内宿泊は原則禁止とする。

ただし、貴委員会が止むを得ないと判断した場合は、貴委員会が野田学生・キャリア支援課に相談すること。

なお、構内宿泊を許可した場合、場所は講義棟のみとし、人数は1団体あたり15名を上限とする。

＜宿泊手続き＞

- ① 宿泊希望団体は、宿泊当日17時30分までに、宿泊理由書と学生証(写)を貴委員会へ提出する。
- ② 貴委員会は、宿泊が必要と判断した団体の宿泊理由書と学生証(写)を、宿泊当日18時までに野田学生・キャリア支援課へ提出して判断を仰ぐこと。
宿泊の可否は貴委員会から当該団体へ伝える。
- ③ 宿泊団体がある場合、貴委員会は教室施設時に宿泊許可者確認する。許可者以外は退室させ、宿泊が許可された者は教室に待機することができる。

5. 運営について

- (1) 貴委員会は、キャンパス内の巡回警備を行い、参加団体の指導を行うこと。
- (2) 各団体の責任者には、備品管理・食品保管・防犯・防火に責任を持ち、部員に適切に指導を行うよう、また、現金等貴重品の取り扱いに十分注意するよう、指導すること。
- (3) 消防設備の作動および使用に支障が出る箇所に物品を置くこと禁止する。
- (4) 問題が発生した場合は、速やかに各団体へ事情聴取し、貴委員会が野田学生・キャリア支援課へ報告すること。

また、非常事態や緊急事態の場合は、各団体から一報があり次第、速やかに野田学生・キャリア支援課及び最寄りの警備員室へ連絡すること。

- ① 野田学生・キャリア支援課（1号館2階）… 04 - 7122 - 9145
- ② 創域理工エリア：2号館警備員室 … 04 - 7124 - 1501（内線：2000）
薬学エリア … 15号館警備員室 … 04 - 7124 - 1501（内線：6415）

6. 禁止事項について

- (1) 構内での飲酒を行わないこと。
- (2) 喫煙スペース以外では喫煙しないこと。
- (3) 大学の許可なく車両を入構させないこと。運搬等により構内に車両を入構させる場合は、貴委員会が各団体の情報を取り纏めた上で、事前に野田学生・キャリア支援課を介して、野田管財課の許可を得ること。

なお、如何なる理由があっても、近隣や路上への駐車や長時間の停車は認めない。

7. 中庭使用について

中庭での活動は、貴委員会が各団体の情報を取り纏めた上で、事前に野田学生・キャリア支援課を介して、野田管財課の許可を得ること。

許可を得ずに活動した団体には、貴委員会が野田学生・キャリア支援課に相談した上で、処分を科すこと。

8. 花火の打ち上げについて

花火の打ち上げについては、貴委員会は花火業者と入念に打合せを行い、事件や事故が起きないように、安全対策を徹底すること。打合せの内容は必ず野田・学生キャリア支援課へ報告し、実施方法、安全対策等についても事前に相談すること。

9. 掲示物について

- (1) ポスター等の掲示期間は11月18日（月）から24日（日）までとする。
- (2) 掲示場所は、講義棟のコンクリート壁・柱（エスカレーター付近を除く）とし、貴委員会もしくは野田・学生キャリア支援課が不適切（写真・絵・文言等）と判断した掲示物は撤去すること。当該団体は厳重注意の対象とすること。
- (3) 掲示する際は養生テープを使用すること。その他のテープ等を使用する場合は、事前に野田学生・キャリア支援課の許可を得ること。
- (4) 掲示期間を終了する際は原状回復を義務とする。撤去忘れに注意すること。

10. 備品の使用について

- (1) 机・椅子を固定する際は、ビニール紐等を使用して傷をつけないよう注意すること。また、屋内の机・椅子は、決して屋外へ持ち出さないこと。
- (2) 教室内の固定机・固定椅子の取り外し、教卓の移動は禁止する。
- (3) 教室に備え付けの機器（AV設備）は使用しないこと。また、機器の設定（音量やプロジェクター向き）は絶対に変更しないこと。
- (4) 備品を移動させる際は、貴委員会が野田学生・キャリア支援課を介して、野田管財課の許可を得ること。
- (5) 使用した教室は整理日に原状回復し、翌日の授業に支障をきたさないこと。

11. 火気器具の使用について

- (1) 参加団体が火気器具を使用する際は、貴委員会が取り纏め、野田学生・キャリア支援課を介して、野田管財課へ所定の届出を行うこと。使用する前は、事故防止のため、必ず野田管財課の検査を受けること。
- (2) 参加団体が使用する電気容量は、事前に提出した電気使用届の範囲を超えないように指導すること。また、模擬店で使用するプロパンガスは、模擬店終了後に必ず元栓をしめること。

12. 調理について

- (1) 祭典中における食品・調理器具の管理については、保健所の指導に基づき、細心の注意を払うこと。
- (2) 教室内での調理は、電気調理器具のみ使用すること。

13. 洗い場について

理大祭で使用する洗い場（既存の2号館北側洗い場、仮設洗い場）では、給水および食器等の洗い場として使用し、トイレや洗面所の水道を使用しないこと。

また、仮設の洗い場に残飯等を流さないこと。

模擬店の飲食販売で発生する残り汁は、目の細かいザルを設けたゴミ箱で収集したのち、

目の細かいネット等を設けた 2-3 号館洗い場で少しずつ排水すること。なお、濾した際に溜まった具材等は、頻繁にゴミ袋などに移すなどして処理すること。

14. 清掃・ゴミの処理について

- (1) 祭典期間中、貴委員会及び参加団体は率先して使用場所周辺の清掃を行うこと。
- (2) 参加団体は、使用場所付近にゴミ箱を設置し、整理整頓に努めること。
- (3) 貴委員会は、必要に応じて、参加団体に清掃用具の貸し出しを行うこと。
- (4) ごみ用コンテナは 1 号館駐車駐輪場に 3 台設置することとし、ごみは分別等により効率的に回収すること。

15. 整理日について

参加団体は整理日 16 時までに片付けを終了すること。

貴委員会は 18 時までに使用した全ての施設の点検を行い、原状回復を確認した上で、大学への引渡しを行うこと。ポスターは参加団体が責任を持って剥がすこと。

以上